

くらしの情報 ふなばし

No.180

令和3年(2021年)11月15日発行
船橋市消費生活センター
船橋市本町1-3-1
JR船橋駅南口フェイスビル5階
TEL 047-423-3006

民法改正

2022年4月から 18歳は成人です!

目次

- ・民法改正について 1
- ・契約について 2
- ・相談窓口から 3~4

2022年4月1日から、民法上の成年年齢が20歳から18歳へと引き下げられます。これにより20歳になるまでできなかった多くのことを、自分で決めることができるようになります。

契約についても親の同意なしに行うことができますが、自分の行動に責任を持つことが求められます。何がどのように変わるのか、しっかり確認しておきましょう。



18歳になったら
できることって何?
確認しよう



20歳にならないと
できないことも
確認しよう

18歳になったらできること

- 親の同意なしに契約できる
携帯電話
クレジットカード
アパート等の部屋を借りる
ローンを組む など
- 結婚(男女とも)
- 10年間有効パスポートの取得
- 一部の国家資格の取得
(医師・薬剤師・公認会計士など)
- 性同一性障害者の性別変更請求など

20歳にならないとできないこと

- 飲酒
- 喫煙
- 公営ギャンブル
(競馬・競輪・オートレース・ボートレース)
- 大型・中型運転免許の取得
など

国民年金の加入年齢はどうなるの?

国民年金の被保険者資格を得るのは従来どおり、20歳になってからです。

契約について考えてみましょう

インターネットショッピングやコンビニでの買い物、電車に乗るなど、私達は「契約」をして生活しています。

18歳から成人となり1人で有効な契約ができるようになって、契約の基本的な理解がなければトラブルに巻き込まれる可能性があります。



買います



売ります



重要!

契約は法的な責任をとる約束です
どちらか一方の都合だけで契約を取り消すことはできません

消費者を守る法律について知っておきましょう

●民法による未成年者取消し

未成年者は、消費者としての経験や知識が浅いため、法律で保護する必要があります。

そのため、法定代理人（親権者など）の同意のない契約は取り消すことができますが、**18歳で成人になったら、契約を一方的に取り消すことはできません。**

●特定商取引法の「クーリング・オフ」による取消し

訪問販売や電話勧誘、キャッチセールス、アポイントメントセールスなどで契約をした時は、契約書を受け取ってから8日以内（マルチなどは20日以内）であれば、無条件で契約を解除できます。

エステなど特定継続的役務もクーリング・オフができます。（マルチやエステは中途解約もできます）

●消費者契約法による取消し

事業者が勧誘する際に、事実と異なることなどを告げたことによって消費者が誤認して契約した時は、取消しができます。「帰りたい」「帰ってほしい」と伝えても無視された、または不安をあおられたり、困惑して契約した時も取消しができる場合があります。

※ほかに法律による取消しがあります

ここに注意！消費者トラブルにあわないために…

自分で責任をもって契約しましょう

契約するときは、契約書をすみずみまで読んで下さい。契約内容に問題がないか、支払えるかをしっかり確認し、責任をもって契約しましょう。



副業サイト



副業サイトに「簡単に儲かる方法がある」とあったので、マニュアル本を1万8000円を買った。業者から電話で40万円のサポート契約を勧められ、支払えないと断ると「すぐに元が取れる。消費者金融で借りればよい」と言われた。借金して契約したが、儲からない。返金してほしい。

➡簡単に稼げて高収入を得られる、うまい話はありません。
安易に借金をして契約すると、借金だけが残ります。

エステ・美容医療（脱毛・痩身）



脱毛サロンで、1年間通い放題で30万円の全身脱毛コースを、36回払いで契約した。いつも混んでいて予約が取れない。解約したが支払いが残った。

➡通い放題と謳っていても、途中で解約すると受けた施術の代金は請求され、契約期間が過ぎると返金は受けられません。
契約書に記載された契約内容を、しっかり確認しましょう。

定期購入



動画サイトの広告を見てお試し500円のダイエットサプリを購入した。申し込んでいないのに2回目が届き、9,800円と高額だ。返したいと電話をかけたら、4回の定期購入なのでやめられないと断られた。

➡注文する前に、販売サイトの規約等で、契約内容、返品・解約の方法をしっかりと確認しましょう。
通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。

マルチ取引

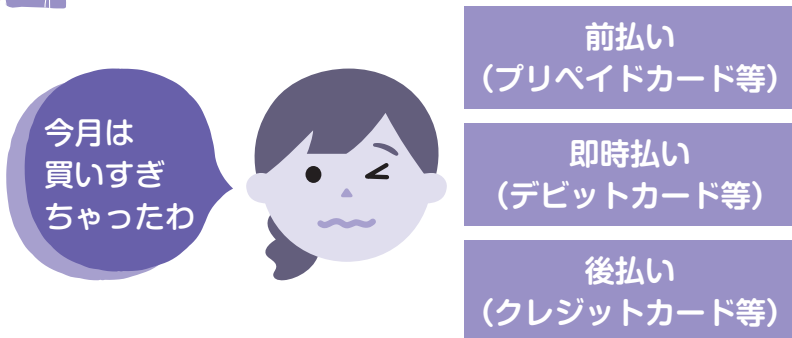


大学の先輩から、稼げる話があると誘われ、カフェでカリスマから、「友人を紹介すると紹介料も受け取れる」と説明された。学生ローンで30万円を借りて登録料を支払ったが稼げず、友人を誘ったが断われた。やりとりはSNSで、契約書は受け取っておらず、会社名や連絡先はわからない。不安になったので、解約したい。

➔マルチ商法は、事業者の実態や仕組みが不明なケースが多くあります。友人・知人を勧誘すると加害者となることもあります。会社名や連絡先が分からないと交渉は困難です。



支払い 豆知識 「キャッシュレス決済」



※キャッシュレス決済は、現金を使わずに電子的に行われる決済で、支払いのできるシステムです。自分で支払える金額を把握し、使いすぎには十分注意しましょう。



クレジットカード 豆知識 「リボ払い」

「リボルビング払い (リボ払い)」とは、クレジットカードの分割払いのひとつで毎月一定額を返済しますが、手数料がかかります。買い物を繰り返すと利用残高が増え、いつ支払いが終わるのか、わからなくなります。支払いが可能かも含め、きちんと管理しましょう。



ここにも注意！個人情報

携帯電話を分割払いで購入した場合は、支払いが滞ると「個人情報機関」に事故情報が登録されます。将来借り入れ等ができなくなるおそれがあります。

船橋市消費生活センター

場 所：船橋市本町1-3-1
JR 船橋駅南口フェイスビル5階
電 話：047-423-3006
F A X：047-423-3040
相談受付：月～金曜日 第2・4土曜日
(祝日・年末年始は休み)
午前9時～午後4時